



江原素六について

その他のタイトル	On Ebara Soroku 1842-1922
著者	小島 毅
雑誌名	関西大学中国文学會紀要
巻	43
ページ	A89-A96
発行年	2022-03-31
URL	http://doi.org/10.32286/00026455

江原素六について

小 島 毅

一 生涯

江原素六は一八四二年、江戸に幕臣江原源吾の長男として生まれた¹⁾。源吾は小野家から養子で江原家を継いだ者で、幕臣とはいえ小普請組に属する七両一人扶持、家計は常に貧窮であったという。素六少年は学業で頭角を現し、十五歳で昌平黌の素読吟味に合格する。一方、剣術・砲術を修め、二十一歳で講武所教授方に任ぜられた。一八六五年の徳川家茂上洛にも扈從している。一八六八年、鳥羽伏見で戊辰戦争が勃発した際には大阪城内にあり、海路江戸帰着後は撤兵頭を命ぜられるも、部下に懇願されて房総方面に脱走し、四月三日には海神（現在は千葉県船橋市）にて西軍と激闘し負傷している²⁾。その後は静岡藩士として沼津兵学校の設立・運営に尽力、同校の閉鎖（東京移転）後も沼津に残り、一八七六年には静岡県会議員に就任した。一八七八年、メソヂスト教会で洗礼を受けてキリスト教徒となり、伝道に従事する。一八九〇年、帝国議会開設にあたり静岡県から立候補して衆議院議員に当選、以後一時期みづから身を引くものの自由党・政友会に所属する議員を永年務め、一九一二年には貴族院の勅選議員となった。一八九五年、麻布中学校を創設、終身その校長職を勤めた。一九二二年、満八十歳にて卒す。

小稿では今年二〇二二年没後百周年にあたるこの人物の言動をとおして、明治期に政治家・教育者として活躍した旧幕臣の一類型を考察する。藩閥政府への仕官はせず、あえてクリスチャンの途を選び、さりとして反体制派ではなく、帝国議会議員の立場から、また私立学校校長の立場から、日本

の近代化に貢献した人物である。

二 ジェンダー観

家族、特に夫婦のあるべき姿に対する江原の見解は、江戸時代の価値規範、すなわちイエの経営・存続を重視する観点に従うものだった。彼自身、沼津に居を移してからはずっと妻に母の世話を委ね、自身は東京で単身議員や校長として活躍していたのである。女性は慎ましく控えめにあるべきで、嫁いだら姑によく仕えること。良妻賢母が彼の理想とする女性像だった。

以上の江原の意見はキリスト教プロテスタンティズムの教義にも適うものであった。この点で、江戸時代後半における朱子学的家庭倫理は、そのまま彼のクリスチャンとしての信仰に接続していた³⁾。このことは社会的にいえば、ヴェーバー理論のプロテスタンティズム倫理が江戸時代に存在したとみなす見解と整合することになるだろう⁴⁾。

一方、江戸時代のジェンダー上の通念に対して、江原は次の二点で批判的活動をしている。すなわち刑法・民法における一夫一婦制の法的保障と、「売淫婦取締」である。これらは婦人矯風会からの依頼にもとづいていた⁵⁾。

一九〇七年、帝国議会で刑法を改正する案件が生じた。太政官が一八八〇年に布告した刑法の条文を「有夫ノ婦姦通シタルキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相姦スル者亦同シ」と改正する案について、江原は政友会の代議士会で「有夫ノ婦」のあとに「又ハ有婦ノ夫」と付加する提案を行った。採決の結果、彼の修正案は賛成三十五票、反対四十二票で否決され、議会でも原案のまま採択された。とはいえ、この時点で彼が問題提起した婚姻関係の相互対等性の主張を、政友会の四割強の議員が支持したことは注目される⁶⁾。江原は姦通罪自体の廃止を主張したわけではない。婚姻によって男女を問わずパートナーに対する制約が生ずるという立場なのである。

また、民法が養子制度を悪用して未成年を無償労働させる慣行を禁じた

ことについて、江原はこれが男子のみを対象とすることの不備を指摘する⁷⁾。
女子が適用外なために遊郭では悪弊が続いているというのだ。

待合の女将は、二十人も三十人も養女を養ひ、(……) 女子の奴隷的惨状は民法発布前より甚しい (「国運の発展と正義の統一」)

彼は婚姻関係外の性交渉を男性についても否定的に捉えており、公娼制度自体に批判的だった。一九一一年に吉原遊郭が全焼した際にはその廃絶を力説している。

これらは彼のキリスト教信仰に由来すると解釈されうる。その運動団体はキリスト教系であり、もちろんその面はあるだろう。ただ、これが江原自身にとって儒教道徳の点からも適切とみなされたことを見逃してはならない⁸⁾。彼は結婚前の純潔を男女双方に求め、また結婚後は夫にも妻との一対一での性関係遵守を求めた。これは江戸時代の社会慣行にそぐわず、その意味で近代的・進歩的である。しかし、実はこうした理念は儒教にもある、少なくとも儒教ではそう説いていると解釈されえたものであり、江原はそうした信念から如上の発言を行っていた⁹⁾。

三 人格論

江原はキリスト教徒になってからも儒学を信奉しつづけた。彼にとって両者は対立する別個の思想信条ではなく、軌を一にする真理とみなされていた¹⁰⁾。

これは彼の個性というよりも、同世代の日本人クリスチャン、特に幕臣・佐幕派藩士出身者に広くみられる傾向である。中村正直 (敬宇、一八三二～一八九一) は江原より十歳年長で幕臣の子に生まれて昌平黌の教授を務め、維新後の静岡時代に入信し、東京で明六社の一員、同人社の創設、東京大学教授として活躍した¹¹⁾。山本覚馬 (一八二八～一八九二) は会津藩

士として藩校日新館の教授を務め、維新後は京都で活躍するなかで入信している。同志社の創設者新島襄（一八四三～一八九〇）は安中藩士の子で覚馬の義弟だった。また、内村直之（一八三二～一九〇七）は高崎藩士で儒者としても知られ、晩年息子の感化で入信する¹²⁾。彼らの子の世代の内村鑑三（一八六一～一九三〇）・新渡戸稲造（南部藩士の子、一八六二～一九三三）についても、儒教道徳の素養のうえにキリスト教への信仰が開かれている。ここに列挙した人たちがことごとく教育者として活躍したのは、儒学道徳とキリスト教倫理を次なる世代に伝授する使命感をいだいていたからにはかなるまい。

江原は朱子学的な修養論を信条とし、講演でしばしば語っている。人としての「道」は人倫関係・社会生活において実現されるべきものであり、そこで重要な意義を帯びるのがことばだった。

江原は「言語」を「心の子」と呼ぶ¹³⁾。

新約聖書記者が、イエスキリストをば、神の子と言はずして、『道』と唱へたことは、実に巧妙なる云ひ表はし方であります（……）言語は品性の記号であります（……）故に言語の修養は、即ち品性の修養となり、品性の修養は又言語の修養となるのであります（「心の子」と其訓育）

「修養」はそもそも儒教用語だったが、彼によれば「維新前に於ては、修養などといふ言語は普通には用ゐませぬ、言語動作の能く修りて居ることを称して嗜みと申しました」（同）。武士の嗜み、女の嗜み、などなどは「言語動作」すなわち他者と接する場¹⁴⁾においてその目にさらされる可視的なものとしてある。彼は為政者の道徳性を強調する文脈で儒学（朱子学）的な人格論を持ち出すのであった¹⁵⁾。もちろんそれは彼の眼前に腐敗した政官界の現実が広がっていたからである¹⁶⁾。

「所謂人格とは公平無私の人にして公心のこの人をいふ」（「公心の勢力」）のであり、「道徳上の善」は自分自身の場合は徳のことで「主眼とする所は自己の人格」であり、他者に対する場合は倫理学の正義、宗教家のいう愛のことで、「主眼とする所は他人の幸福」である（「至善の標準」）。人格によってなされるべきは利他であって自利ではない¹⁷⁾。そのことを時には「独立自尊」の語をもって述べてもいる¹⁸⁾。

四 自由

ことば（江原の用語では「言語」）を大切にする観点からは、次のような発言が生まれる。

人は言語に愆ちなきに至りますれば、自由に能く自己を以て自己を治め得らるゝのであります（「心の子と其訓育」）

江原にとって「自由」という語はきわめて重大だった。民選議員設立運動に際して彼が交わったのは板垣退助（一八三七～一九一九）ら自由党系の人たちだったし、彼は入党して議員となっている。また、彼が創立した麻布中学校は自由を校風とする伝統をもって今も知られている。ただしその自由とは、解放・放任の意ではなく自律・自主のことだった。彼は「指図されず、監督されず、命令されずして各自一心に勤勞する」（「盗むこと勿れ」）と、まさにプロテスタント的なモットーを掲げる。

つまり、彼における自由とは不可侵の権利として保障される生得的なものではなく、みずから修養して獲得すべきもの、すなわち前述の「嗜み」だった。「基督の教を離れざれば誠に吾弟子なり、且つ真理を知らん、真理は爾曹に自由を与ふべし、即ち、心の欲する所に従つて矩を踰えずといふに至る」（「教育と宗教の関係」）と、イエスの教えに従って真理を得ることが目標とされつつ、それはまた孔子晩年の境地で説明されている。

江原の座右の銘は「克己制欲」だった。これも『論語』の克己復礼に由来する表現だろう¹⁹⁾。このように各人が自主的に努力して自由の境地を獲得するのだから、学校教育であらかじめ放任としての自由を標榜することを、生前の江原はしていない²⁰⁾。

現在、日本には自由が溢れているように見受けられる。だがそれは日本国憲法が保障する不可侵の人権であり、所与のものとして存在するにすぎない。これに甘えて放肆な言動に及ぶことは、江原が言う意味での「自由」ではあるまい。一方、世界には自由を求めて闘っている人たちが今も少なくない。私たちは彼らと連帯しながら自由の意義を再考すべきであろう。

江原素六から学ぶべきことはなお多い。

注

- 1) 以下、江原の伝記については江原先生伝編纂会『基督者としての江原素六先生』（社名無、一九二二年）、同『江原素六先生伝』（三圭社、一九二三年）、川又一英『麻布中学と江原素六』（新潮新書、二〇〇三年）、および麻布学園百年史編纂委員会『麻布学園の百年』（一九九五年）第一巻「歴史」に載る加藤史朗「創立者江原素六——生涯を青年の友として」を参照した。本稿で引用する講演録の多くは『江原素六先生伝』下篇所載のものによる。
- 2) 「頗る激戦で官軍の死傷も甚だ多く、私の隊の兵も亦少なからず戦死したのであります（……）故に毎年四月三日には、戦死者の為に法事を営みます」（「報恩の情操」）。彼自身、敵兵に組み伏せられて危ういところを味方に救われたのであるが、その敵兵をも法事の対象に含めている。この点が靖国神社や護国神社の祭祀方針と完全に相反するものだった。拙著『増補 靖国史観』（ちくま学芸文庫、二〇一二年）を参照されたい。
- 3) 江戸時代のイエにおける夫婦関係の規範が儒教倫理に沿うものでありながらも中国とは異質であったことについて、渡辺浩「夫婦有別と夫婦相和シ」（同『明治革命・性・文明——政治思想史の冒険』、東京大学出版会、二〇二一年）を参照。
- 4) M. ヴェーバー（大塚久雄訳）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（岩波文庫、一九八九年）、R.N. ベラー（堀一郎・池田昭訳）『日本近代化と宗教倫理——日本近世宗教論』（未来社、一九六二年）。
- 5) 注1上掲『基督者としての江原素六先生』の「婦人矯風会と先生」および「廓

清会と先生」。

- 6) 『江原素六先生伝』二三一～二三二頁。太政官布告の刑法では「有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ処ス其相姦スル者亦同シ」(第三百五十三条)。この時の改正では第百八十三条となった。一九四七年には姦通罪そのものが削除される。なお、江原自身「徳育と平等」と題する講演でこの案件に言及している。
- 7) 一八九八年制定の民法第八百三十九条「法定ノ推定家督相続人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト為スコトヲ得ス但女婿ト為ス為メニスル場合ハ此限ニ在ラス」。
- 8) 江原は「男女貞潔問題」における儒教の「精神は大いに採るべきことである」し、「男女間不義の交りは(……)真に悲惨なことである」(「国民思想の統一と貞潔」)と言う。
- 9) 儒教教義上、妾の存在は前提となっていたが、正妻たる「主婦」(『儀礼』に見える用語)は「主人」とともに一家を統べる役割を担っていた。
- 10) 「孔子の教も基督の教も、道徳的方面に於ては殆ど相等しきものと考ふることが出来る」(江原「正義の義務と愛の活力」)。
- 11) 彼の伝記については高橋昌郎『中村敬宇』(吉川弘文館、一九八八年)、彼の自由論については『「自由」を求めた儒者——中村正直の理想と現実』(中央公論新社、二〇二〇年)を、また教育勅語をめぐる井上哲次郎との関係について陶徳民「明治日本におけるキリスト教と儒教の交渉——中村敬宇の西洋受容の論理と素地」(『文学論集』五十一巻一号、二〇〇一年)、同「教育宗教」衝突の背景と本質」(同『西教東漸と中日事情——拝礼・尊厳・信念をめぐる文化交渉』、関西大学出版部、二〇一九年)などを参照。
- 12) 鑑三が宜之を信仰へと導く道具に使ったのは中国語(漢文)で書かれた『馬可講義』だった。宜之にはマルコ福音書の内容が『論語』に相通じるものとして受け入れられたのである(拙著『近代日本の陽明学』、講談社、二〇〇六年、八〇頁)。
- 13) 以下から明らかになるように、この「言語」は language の意味ではなく logos のことである。
- 14) 江戸時代の儒者はこれを「接人」と表現した。高山大毅『近世の「礼楽」と「修辭」——荻生徂徠以後の「接人」の制度構想』(東京大学出版会、二〇一六年)を参照。
- 15) 「(政治の)任に当るものは極めて人格の修養、常識の修養と云ふ事を重んぜねばなるまい(……)孔子の言はれたことは極めて古い事のやうに思はれるが、その中には今日と雖も新しく採用すべきものが少なくない」(「政治学と独立自尊」)。
- 16) 彼は政界で伊藤博文と親交があったように、薩長藩閥を全面否定したわけでは

ない。維新の功業を称えつつ、特権階層による独占的な支配を攻撃しているのである。ただし、帝国議会開設後の金権腐敗は彼自身その運動を担った自由民権運動の産物（＝高額納税者による専横）だったわけで、彼がこの自己矛盾をどう捉えたかに興味が湧くが、今は論じる準備がない。

- 17) 「積極的道德とは唯自己が一点の罪惡なきを以て足れりとせず、進んで善行をなさざるべからず、奮に善行をなすのみならず、更らに社会の罪惡と戦ひ、社会の改善と国民の幸福を増加せしむるために大いに奮闘を要すべきこと、信ずる」（『浮世の重荷』）。
- 18) 「そこに於て此の独立自尊といふ事が極めて適當なる徳目であらうと思ふ、若しも此方で彼等の自由を重んじ、彼等の權利を重んじ、彼等の名譽を重んずる時は彼等も又能く自覺して、独立自尊的に活動する（……）謙遜と自尊は合して人格となる」（『政治学と独立自尊』）。
- 19) 朱子学ではこれにもとづき「自作主宰」、すなわち自分が主体となることを重視した。そのことは別稿にて検討するつもりである。なお、復礼を自身の欲望を抑える意味にとるのは朱子学系統の特徴であり、朱子学以前の注釈者や荻生徂徠らはそう解していない。
- 20) 「麻布中学校の教育目標は自由にある、といったふうに、学校を導く理念として「自由」を声高に語ることは一度もなかった」（麻布学園百年史編纂委員会『麻布学園の百年』第一巻「歴史」）。